

役員及び評議員等の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会（以下、「法人」という。）の理事及び監事（以下、「役員」という。）、評議員、及び評議員選任・解任委員会等の委員の報酬について、必要な事項を定める。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席した時は、別表1の①により報酬を支払うものとする。

(理事長及び理事の報酬)

第3条 理事長及び理事が、理事会に出席した時は別表1の①により報酬を支払うものとする。

2 理事長及び理事が、法人及び施設運営の為の業務にあたった場合は、別表1の③により報酬を支払うものとする。

(監事の報酬)

第4条 監事が、理事会及び評議員会に出席した時は、別表1の①により報酬を支払うものとする。

2 監事が、法人の指導及び監査業務（監事監査）にあたった場合は、別表1の②により報酬を支払うものとする。

第5条 評議員選任・解任委員会や入所検討委員会に出席した委員については、別表2により報酬を支払うものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務の為出張する場合は、旅費規程により支給する。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する者については、この規程を適用しないものとする。

(支給の方法)

第8条 報酬の支給方法については、当日現金で支払うものとする。ただし、別表1の③については、1ヶ月分を翌月20日に銀行振込みで支払うものとする。

(改 正)

第9条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の決議を経て改正する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日より適用する。

この規程は、令和元年6月12日より適用する。

別表1 (役員及び評議員の報酬)

区 分	報酬(日額)
① 理事会及び評議員会への出席	7,000 円(所得税別)
② 法人の指導及び監査業務(監事監査)への出席	7,000 円(所得税別)
③ 上記の他、法人及び施設業務の出勤	7,000 円(所得税込)

別表2 (委員への報酬)

区 分	報酬(日額)
④ 評議員選任・解任委員会への出席	3,000 円(所得税別)
⑤ 入所検討委員会への出席	3,000 円(所得税別)